

市第109号議案

横浜市学校施設整備基金条例の制定

横浜市学校施設整備基金条例を次のように定める。

平成20年2月13日提出

横浜市長 中 田 宏

横浜市条例（番号）

横浜市学校施設整備基金条例

（目的及び設置）

第1条 横浜市の設置する学校の建物その他の工作物（以下「学校施設」という。）の計画的な保全、建替え、増築等及び廃校となった学校施設の解体に必要な経費に充てるため、横浜市学校施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金に積み立てる額は、歳入歳出予算をもって定める。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他确实かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、基金に属する現金を确实かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、歳入歳出予算に計上して、基金に積み立てるものとする。

（処分）

第5条 基金は、その設置の目的を達成するため必要がある場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

提 案 理 由

横浜市を設置する学校の建物その他の工作物の計画的な保全、建替え、増築等及び廃校となった学校施設の解体に必要な経費に充てるため、横浜市学校施設整備基金条例を制定したいので提案する。